

## 資料2-2

### ○府中市保健計画・食育推進計画推進協議会規則

平成27年4月28日

規則第42号

改正 平成29年4月24日規則第37号 令和2年3月31日規則第44号

(題名改正)

#### (趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例(平成27年3月府中市条例第1号)第9条の規定に基づき、府中市保健計画・食育推進計画推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(令2規則44・一部改正)

#### (協議会の委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 社会福祉関係団体の構成員 1人
- (3) 医療関係団体の構成員 2人以内
- (4) 商工関係団体の構成員 2人以内
- (5) 農業関係団体の構成員 1人
- (6) 健康増進又は介護予防のための運動を指導する者 1人
- (7) 関係行政機関の職員 2人以内
- (8) 公募による市民 2人以内

(平29規則37・令2規則44・一部改正)

#### (会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (協議会の会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平29規則37・一部改正)

#### (雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年4月24日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年3月31日規則第44号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。